

令和7年度学校いじめ防止基本方針

安城市立錦町小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該の児童生徒と何らかの関わりのある他の児童生徒（※1）が、心理的又は物理的な影響を与える行為（※2）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（※3）をいう。[いじめ防止対策推進法より]

(2) いじめの定義に関する補足事項

前述の文中における※1～※3については、以下の通り補足を加える。

ア ※1「何らかの関わりのある他の児童生徒」とは

同じ学級や友人関係を指すもののみならず、他学年、塾や校外諸活動等、当該児童生徒と何らかの人的関係をもつ仲間や集団を指し、同一学校でない場合も該当する。

イ ※2「心理的または物理的な影響」とは

心理的な影響とは、児童生徒がこの行為によって精神的に何らかの問題を抱える場合を指す。

物理的な影響とは、身体に関わる影響を受けるほか、金品を要求されたり、物を隠されるなどの当該児童が困る問題が生じたり、当該児童が嫌がる行為を無理矢理させたりすることを意味する。

ウ ※3「対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とは

特に個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断にもかかわる問題となるが、表面的・形式的なことではなく、いじめられた児童生徒の立場に立った際に当該児童が苦痛と感じたことが必要である。

例えば、いじめられて本当は苦痛であっても、本人がそれを否定する場合があるため、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。例えば、外見的にはけんかのように見えることでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある状況の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたとしても、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(3) 学校のいじめに対する基本姿勢

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に、深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ不登校対策委員会」を年8回開催し、全職員が共通理解を図る。そして、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深めインターネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 全学年において、いじめアンケートを毎学期実施し、相談活動をしながら、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、その結果を学年会（随時）等で共通理解したうえで、いじめ不登校対策委員会（年8回）に報告し、問題の解消にむけた指導・支援体制について協議する。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒あるいは保護者が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- イ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- オ 「いじめ不登校対策委員会」で、いじめの事案等について、全職員で共通理解を図

る。

カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

<いじめ事案発生時の対応>

1 発見から組織的対応へ

①事案の発生

- ・児童からの連絡、相談 → 安全の確保
- ・担任による発見（いじめが疑われる言動を目撃、気になる表現を発見等）
- ・アンケートから発見
- ・保護者からの連絡、相談
- ・他の教職員からの連絡

②組織的な対応

- ・本校の「いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ・情報の整理、対応方針・指導体制の決定、役割分担をする。

2 実態の把握、事実関係の確認

- ・「場所」「日時」「関わっている児童名」「内容（可能な限り、時系列）」などを聴取し、記録しておく。先入観をもたず、事実確認を行い、状況や気持ちを十分に聴き取る。
- ・複数の教員での対応を原則とする。
- ・可能な限り、関係する児童一人ずつ状況を聴取する。

3 児童への指導

①いじめ被害児童への対応

- ・不安を少しでも取り除き、共感的に受け止め、最後まで守る配慮に心がける。（親身になって話を聞く。今後の対応について説明する。定期的に面談等を行い、不安や悩みの解消に努める。場合によっては別室等で学習を行わせる措置を講じる。スクールカウンセラーなど外部の方に相談する機会をつくる等）

②いじめ加害児童への指導と対応

- ・教育的配慮のもと、行為の問題点やいじめは非人道的な行為であること、いじめられる側の気持ちを理解させることを意識しながら指導する。（事実に対して、どう行動すべきであったか、今後はどのような行動をすべきかを考えさせ、反省を促す。定期的に面談等を行い、よさを認めつつ、よりよい行動ができるように示唆する等）

③他の児童への指導と対応

- ・児童のプライバシーに配慮したうえで、学級や学年、学校の問題としてとらえ、いじめ問題の根本的な解決を目指した指導・対応を進める。（通報することや事実を伝えること等は人権と命を守る大切な行為であることを意識させる。今後どのような行動をするべきかを考えさせる。いじめを許さない集団づくりに向けてどのように対応するかを考えさせる等）

4 保護者への連絡と対応

①いじめ被害児童の保護者

- ・事実確認のあと、速やかに家庭訪問（場合によっては来校をお願いする）をして、学校で把握した事実を記録にもとづいて説明する。
- ・被害児童を徹底して守り、支援していくことを伝え、今後の対応について具体的に示し、話し合う。

- ・経過をこまめに報告し、保護者から被害児童の家庭での様子を聞くなどして、保護者と連携しながら被害児童を見守っていく。

②いじめ加害児童の保護者

- ・事実確認のあと、家庭訪問（場合によっては来校をお願いする）をし、事実を経過とともに伝える。被害児童及びその保護者の状況や気持ち等も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過、様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・定期的に家庭連絡をし、保護者と連携しながら加害児童を見届けていく。

③他の児童の保護者

- ・必要に応じて説明会を開き、状況を説明する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」「生徒指導全体会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

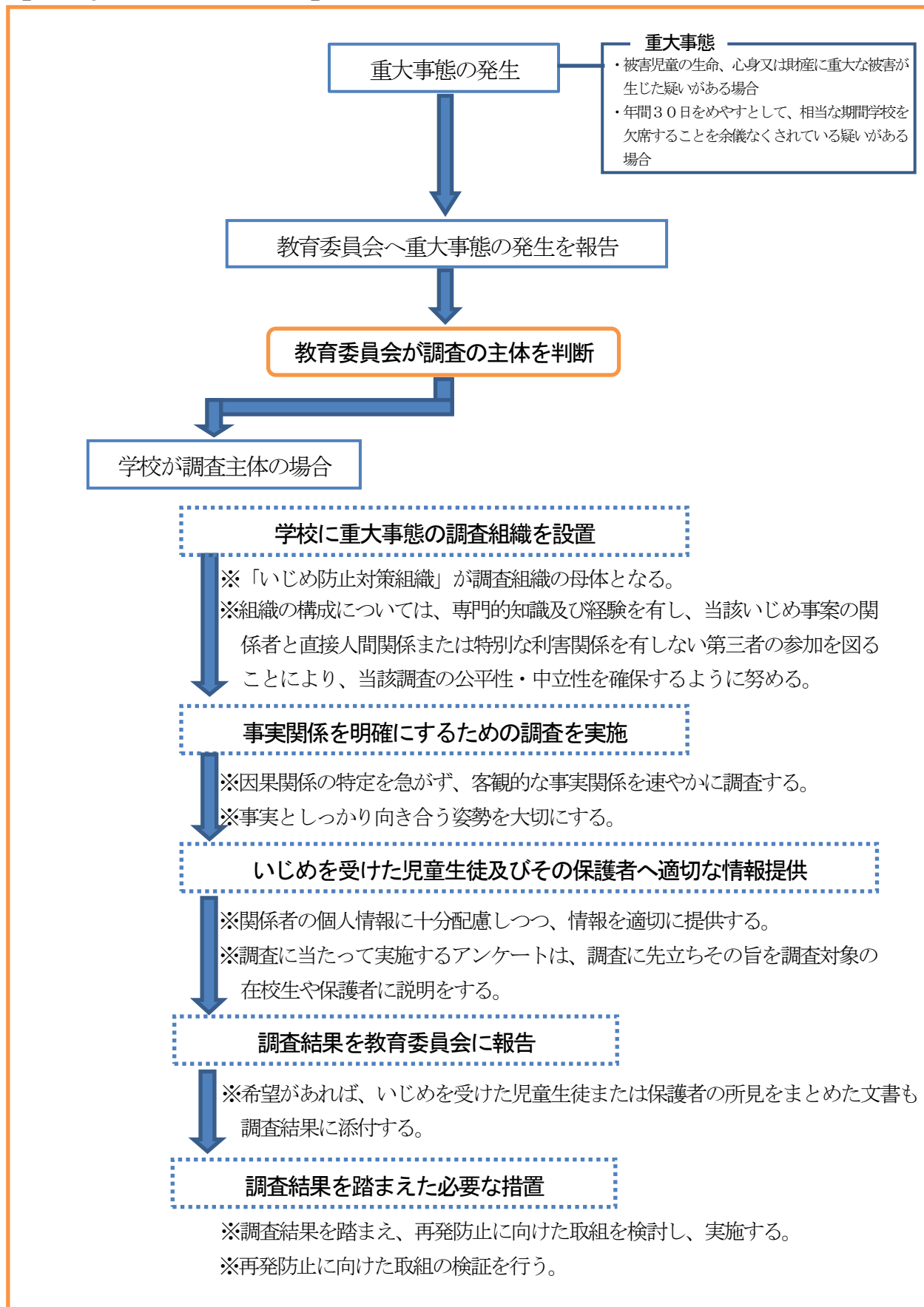
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年1回実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、錦町小学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」(全体会)	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	委員会①「学校いじめ基本方針」の内容の確認 現職研修「児童理解と学級づくり」	○相談室やスクールカウンセラーの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(手洗い)	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知	○相談期間
5月		D	委員会②	○1年生を迎える会(異年齢集団活動) ○ケータイスマホ安全教室	
6月	↓	委員会③		○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間 ○身体測定	○青少年健全育成会
7月		C ↓	○全教職員による「学校評価アンケート」の実施→検証 委員会④(全体会)		
8月	↓				
9月		P ↓	委員会⑤		
10月	↓	委員会⑥	○運動会		○青少年健全育成会
11月		D ↓			○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間
12月	↓	○全教職員による「学校評価アンケート」の実施→検証 委員会⑦(全体会)	○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○ふれあいネット ・人権について話し合い
1月		C ↓	○自己評価		○身体測定
2月	↓	委員会⑧ ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○学習発表 ○感謝の会	○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○ふれあいネット ・中学生と語ろう ・感謝の会
3月		P ↓		○卒業生を送る会	
通年	↓ へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○スクールカウンセラーと連携「折れな いい心を育む」教育を推進	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談	○スクールガードの見守り(毎日)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。